

第1問

平成18年5月20日午後5時10分ころ、佐賀県内の県道a線上のT字型交差点(以下「本件事故現場」という)において、被害者Aが操縦する自転車とBが運転する普通貨物自動車とが衝突し、それによりAが頭蓋骨骨折等の傷害を負い、頭部から大量に出血して意識不明の状態に陥る交通事故が発生した。Bは、その場から自車で逃走した。

同日午後5時25分ころ、自己の所有する普通自動車を運転していた被告人Xは、本件事故現場に差し掛かり、路上に倒れているAを発見した。そしてXは、車を降り、倒れているAに「もしもし」と声をかけたところ、Aの左手の指先がわずかに動き、左まぶたがピクピクと動くのみで、それ以上の反応はなかった。Xは携帯電話を持っていなかったため、自分がAを病院に運んで手当てを受けさせなければならないと考え、Aを自車の助手席に乗せ、最寄りの病院へと出発した。運転中、Xは、何度かAに声を掛けていたが、やはりAは、上記反応しか示さなかったため、次第にXは、Aを病院に連れて行っても助からないかもしれないと思い、Aが死亡したら、自分が「犯人扱い」されるかもしれない、重い刑罰を受けねばならなくなるなどと恐れた。そこで、Xは、Aを山中に遺棄することを決意し、進路を本件事故現場から約3.2キロメートル離れたb森林公園に変えた。

同日午後5時40分ころ、b森林公園に着くと、Xは、自車を停車させ、Aを抱えて車から降ろし、さらに杉林の中の未舗装の山道を約50メートル進み、杉の木の下付近の地面の上に、Aの身体を横たえ、遺棄した。

翌21日午前1時ころ、捜索中の家族らが、上記場所に遺棄されたままのAを発見し、c病院に搬送したが、Aは死亡した。

その後の鑑定によれば、XがAを自車に乗せた時点において、直ちにAを病院に運んでいれば、十中八九Aの救命が可能であった。

Xの罪責を述べよ。

参考判例：佐賀地裁 平成19年2月28日